

東部教育事務所通信「誠実・創造・挑戦」

Together

東部TEL0952-30-7218（代）、東部FAX 0952-33-4629
東部HP
<https://www.education.saga.jp/hp/t-kyoikujimusho/>
メール toubukyoku@pref.saga.lg.jp

第3号 令和6年6月25日（火）発行

学校訪問が始まりました

6月5日の三根中学校を皮切りに、東部教育事務所訪問が始まりました。今後、11月中旬まで42の小・中・義務教育学校を訪問する予定です。各学校の課題解決につながる、先生方の元気につながる学校訪問を目指し、『チーム東部』として皆様のお役に立てるよう取り組みます。また、学校訪問はパッケージ型訪問となっています。「特別支援学級の授業づくりについて研修したい」「家庭学習の指導について詳しく聞きたい」などがありましたら、訪問前後も遠慮なく事務所にご連絡ください。学校訪問が、先生方とつながるよい機会になればと考えています。

働き方改革の取組②

前号で紹介した働き方改革の取組については、たくさんの御意見や感想をいただき、ありがとうございました。今後も、各市町、各学校での取組を紹介していく予定です。取組は、中教審「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日）の別添資料の項目に基づいて、紹介していきます。

学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく14の取組

○基本的には学校以外が担うべき業務

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

○学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

○教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨給食時の対応
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事の準備・運営
- ⑬進路指導
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

勤務時間等の保護者への周知

吉野ヶ里町では、保護者向けに勤務時間や部活動の指導時間、電話対応可能な時間、登下校の時間等について、お知らせの文書を配布されています。保護者にも働き方改革の趣旨を御理解いただいているようです。また、先生方も時間を意識して仕事をすることができるようです。

便りを減らし、家庭団らん推奨

吉野ヶ里町のB中学校では、6月と10月の一定期間を「家庭団らん月間」として、各種通信の発行を控える旨のお知らせをされています。「家庭団らん期間」は、学校だよりや学級通信、保健だよりなどを発行しない予定だそうです。学校からの情報提供を減らし、その分、家庭での会話が一層充実することが期待されます。

今回も、働き方改革の取組一覧表を添付して、お送りしています。No.15～39が更新された取組ですので、『Together』と合わせて御覧ください。

「生徒指導力」向上研修会

6月4日（火）に東部教育事務所主催の『生徒指導力』向上研修会を佐賀総合庁舎にて行いました。今回は、新しく生徒指導担当になった先生方や担任の先生方を対象として、「『発達支持的生徒指導』のポイント」と題して講義を30分程度行い、「学校が抱える課題」をテーマに45分程度の協議をして頂きました。協議では、各グループに指導主事も参加させていただきました。各学校のきまりや、指導体制について、活発な意見交換があり、充実したものとなりました。



グループ協議の様子